

改正

平成13年3月28日告示第20号

平成21年3月26日告示第11号

平成23年4月1日告示第29号

平成25年2月18日告示第9号

平成26年3月31日告示第25号

豊前市障害者タクシー料金助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、心身障害者が利用するタクシーの料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図り、もって在宅福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 タクシー利用料金の一部の助成（以下「助成」という。）を受けることができる者は、市内に住所を有し、かつ市民税所得割非課税の者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が「1・2級」のもの
- (2) 福岡県療育手帳交付要綱（昭和49年2月19日福岡県民生部長通知48児第1893号）第6条の規定により療育手帳の交付を受けている者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神保健福祉手帳の交付を受けている者

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく施設入所者は、助成対象外とする。ただし、グループホーム及びケアホーム、ケアハウス、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅への入所者については在宅サービス受給者とみなし助成対象とする。

(申請及び決定)

第3条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊前市障害者タクシー利用券交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、直ちに審査し、助成の可否を決定しなければならない。

3 市長は、助成の可否を決定したときは、申請者に対し当該決定の通知をしなければならない。
この場合において、助成をしない旨の通知をするときはその理由を記さなければならない。

(登録及び利用券の交付)

第4条 市長は、助成の決定をした者を豊前市障害者タクシー利用券交付台帳（様式第2号）に登録するとともに、その者に対し豊前市障害者タクシー利用券（様式第3号。以下「利用券」という。）を交付するものとする。

2 市長は、申請書を受理し、直ちに助成することが決定できるときは、決定した者に対して、前項の利用券の交付をもって前条第3項の通知に代えることができる。

3 市長は、利用券を1人当たり当該年度中につき、月2枚ずつ年間24枚を限度として一括交付するものとする。ただし、障害の程度がじん臓機能障害1級で、かつ、人工透析治療を受けているものにあつては、月4枚ずつ年間48枚を限度とする。

4 前項の場合において、利用券を年度途中で申請した者については、申請月から当該年度までの月数を乗じて得た枚数を一括交付するものとする。

(利用の方法)

第5条 利用券によりタクシーを利用する者（以下「利用者」という。）は、タクシーに乗車するときにタクシー乗務員に身体障害者手帳又は療育手帳を提示し、1回の乗車につき1枚の利用券を提出するものとする。

(利用券の有効期限)

第6条 利用券の有効期限は、利用券を交付した日の属する年度の末日までとする。

(利用券の再交付の禁止)

第7条 利用券は、同一年度内での再交付はしない。

(利用券の譲渡又は貸与の禁止)

第8条 利用者は、利用券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(利用券の返還等)

第9条 利用者又はその扶養義務者は、次の各号のいずれかに該当するときは、未使用の利用券を速やかに市長に返還しなければならない。

- (1) 利用者が死亡したとき。
- (2) 利用者が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 利用券の有効期限が過ぎたとき。
- (4) その他利用券が不要になったとき。

2 市長は、利用者が虚偽の申請その他不正な手段により利用券の交付を受けたとき若しくは第8条の規定に違反して利用券を譲渡し、又は貸与したときは、未使用の利用券を返還させるものとする。

(助成の額)

第10条 利用券1枚の助成額は、小型タクシー料金の自動認可運賃の初乗運賃の上限額とする。ただし、料金が上限額を下回る場合は実費を助成し、基本料金の定めのない場合は市とタクシー会社又は事業者との協議により助成額を定める。

(利用できるタクシー)

第11条 この利用券が利用できるタクシーは、北九州タクシー協会京築地区会に加盟するタクシー会社及び市がこの事業に関して登録を行った事業者とする。

(タクシー利用料金の支払)

第12条 市長は、利用券1枚につき第10条に規定する額を利用者が利用したタクシー会社又は事業者からの請求により支払うものとする。

附 則

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月28日告示第20号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日告示第11号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日告示第29号)

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月18日告示第9号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第25号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式 (省略)